

弁護士法人 きぼう
東京きぼう法律事務所



2010年7月設立

代表社員 寺町東子

弁護士数 7名（女性3名、男性4名）

従業員数 6名

業務内容 法律事務（訴訟・審判・交渉、
遺言書・相続・離婚・損害
賠償・不動産・契約書・民
事再生・倒産・刑事など）

住 所

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-1-6藤枝ビル3階

TEL：03-5967-5767

営業時間 平日9：30～17：30

<http://www.kibou-ko.jp/index.html>

はじめまして。弁護士法人きぼうの代表社員弁護士寺町東子です。2015年4月で弁護士登録から満21年になります。

当法人は「住む場所、働く場所の近くで、質の高い法的サービスを提供する」をコンセプトとして、丸ノ内線新大塚駅前の本所、西武池袋線大泉学園駅の大泉支所、新潟県に柏崎支所、糸魚川支所を展開しています。法的紛争の解決方法は一つではありません。私は「法と金と情」と呼んでいます。法的な権利（法）・経済的合理性（金）・紛争の背後にある感情（情）が複雑に絡まった紛争を解きほぐし、依頼人が重視する価値を中心に据えた解決を得られるよう、よりよい自己決定、よりよい権利実現のお手伝いをしています。

！強み・ポイント！

- ◎喧嘩の仕方を知り尽くしています。出るところ（裁判所）に出た場合の落としどころを踏まえ、強い交渉力で硬軟おりませた解決を模索します。
- ◎複数弁護士で複雑な事件にも対応可能
- ◎男性・女性・複数の弁護士から、お客様の要望にあわせて対応可能

